文部科学省説明資料

産業界二一ズを踏まえた観光経営人材の育成・強化 学校休業日の設定における工夫の周知

平成28年4月13日



産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

トップレベルの経営人材から地域の実践的な観光人材まで、観光産業の優秀な担い手を抜本的に育成・強化し、我が国の観光産業の競争力を大幅に高めます。

目指すべき将来像

観光産業の担い手を3層構造により育成

① 観光経営を担う人材育成

- ⇒ コーネル大学(米国)
 - ・ホテル経営学の学士号・MBA取得 プログラムの設置等
 - ・理論と実践(インターン等)の両輪で 人材育成

② 観光の中核を担う人材育成の強化

- ⇒ 和歌山大学
 - ・「観光経営」「地域再生」「観光文化」 に係る複合的教育・研究の実施

③ 即戦力となる地域の実践的な観光人材の育成強化

コーネル大学では、 構内にある4つ星の 「スタトラー・ホテル」 で実習生が有給で勤務



現状・課題及び今後の対応

現状・課題

- トップレベルの経営者から地域の実践的な観光人材まで、 観光経営人材を輩出する<u>教育プログラムが不十分</u>。
- 特に、旅館における人材不足・生産性の向上が課題。

今後の対応



・2020年までに、トップレベル経営人材の恒常的な育成拠点 を大学院段階(MBAを含む)に形成(まずは、新たな 実践的・専門的プログラムの開発に着手)

○ **観光の中核を担う人材**育成の強化

- ・大学観光学部のカリキュラム変革により、地域観光の中核 を担う人材育成を強化(標準カリキュラムの開発に着手)
- ・2019年度の開学を目指している実践的な職業教育を行う 新たな高等教育機関の制度化の際には、観光分野の人材に ついても産業界のニーズに対応して育成
- **即戦力**となる**地域の実践的な観光人材**の育成強化
 - ・地域の観光分野の専修学校等の活用による人材育成の強化

学校休業日の設定における工夫の周知について

公立の学校の休業日の設定は、各学校の設置者(教育委員会)が定めることとなっている。

【学校教育法施行令】

(学期及び休業日)

第29条 公立の学校(大学を除く。)の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が(略)定める。



各地域や学校において休業日の設定にあたって様々な工夫が可能な制度となっており、各地で様々な取組が実施されている。

2学期制をとっている学校で、秋季休業を設けている例 ◇仙台市 秋季休業日 10月の第2月曜日(※体育の日)の翌日及び翌々日 ● 各地域独自の休業日を設けている例 ◇東京都 都民の日(10月1日)



地域において家族で学ぶ機会の充実を図る観点から、<u>更に各地で様々な取組が</u> 進むように一層の周知を図る

そのためにも・・・

- 〇 学校休業日に関する情報を地域の経済団体や社会教育施設等の学校以外の関係者とも 共有し、幅広い関係者の中で学校休業日の設定について積極的に検討することを啓発・周知
- 〇 教育委員会担当者が集まる会議等における広報・啓発の推進
- 〇 文部科学省刊行物等における広報の強化

などを実施